大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同 法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供す る。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年十月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 三井造船生活協同組合 荘内店 所在地 玉野市長尾七四六--
 - 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名名称 三井造船生活協同組合住所 玉野市玉二丁目五-五代表者の氏名 理事長 中原 豊
 - 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (変更前)
 - ア 三井造船生活協同組合 午後十時
 - イ 金光薬品株式会社 午後九時 (変更後)
 - ア 三井造船生活協同組合 午後十二時
 - イ 金光薬品株式会社 午後九時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)午前九時二十分から午後十時十分まで (変更後)午前九時二十分から午前零時十分まで
- 4 変更年月日

平成二十年十月十五日

- 5 変更事項以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - ア 名称 三井造船生活協同組合住所 玉野市玉二丁目五-五代表者の氏名 理事長 中原 豊
 - イ 名称 金光薬品株式会社 住所 倉敷市鶴形一丁目二-二五 代表者の氏名 代表取締役社長 北山 佑二
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ニ千二十・〇五平方メートル

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 七十一台
 - イ 駐輪場の収容台数 十四台
 - ウ 荷さばき施設の面積 七十九・八平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 三十一・三二立方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - (ア) 三井造船生活協同組合 午前九時三十分
 - (4) 金光薬品株式会社 午前十時
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設一 午前六時から午後六時まで 荷さばき施設二 午前九時から午後六時まで
- 二届出年月日

平成二十年十月一日

- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間

平成二十年十月十日から平成二十一年二月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課